

公共建築物等における木材利用の促進スキーム

＜農林水産大臣・国土交通大臣による基本方針の策定＞

- 具体的なターゲットと国自らの目標の設定（率先垂範）

低層の公共建築物については
原則として全て木造化を図る

木材利用促進のための支援措置の整備

＜法律による措置＞

- 公共建築物等に適した木材を供給するための施設整備等の計画を農林水産大臣が認定
- 認定を受けた計画に従って行う取組に対して、林業・木材産業改善資金の特例等を措置

＜木造化基準の整備＞

- 本法律の制定を受けて、官庁営繕基準について木造建築物に係る技術基準を整備
- 整備後は地方公共団体へ積極的に普及

＜予算による支援＞

- 品質・性能の確かな木材製品を供給するための木材加工施設等の整備への支援
 - 展示効果やシンボル性の高い木造公共建築物等の整備等を支援
- 等

具体的・効果的に木材利用の拡大を促進

- ・公共建築物等における木材利用拡大（直接的効果）
- ・一般建築物における木材利用の促進（波及効果）

林業・木材産業の活性化と森林の適正な整備・保全の推進